

報告第28号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定：都市整備課）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月3日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

## 損害賠償額の決定について

物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	82,469円
相手方	小松島市中郷町在住の女性
事故発生年月日	令和元年9月3日
事故発生場所	小松島市中郷町字豊ノ本
事故の概要	

市道中田38号線の草刈りを行っていた際、草刈機の回転刃が小石を跳ね上げ、相手方宅敷地内に駐車していた自動車のリアガラスを破損させたもの。

令和元年9月27日 専決第11号

小松島市長 濱田 保徳